ウチナーネットワークサポート事業補助金交付要綱

(通則)

第１条　ウチナーネットワークサポート事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第２条　これまで実施した県交流事業終了後も本県の国際交流及び次世代のウチナーネットワークを担う若い人材をフォローアップし、彼らが活動しやすい環境づくりを促進するため、本県の交流団体等(以下「交流団体等」という。)が実施するネットワークの継承・発展に効果の高い活動企画について支援することを目的とする。

(補助対象者)

第３条　補助の対象となる交流団体等は、次に掲げるものとし、法人格の有無や種類は問わない。

(１)　県内において国際交流活動又は市民活動について一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがある県内に住所を有する団体

(２)　国、県、市町村、県内大学、県内専修学校、及びそれらに準ずる機関のいずれかに該当する団体との共催や後援等を受けて事業を実施する県内に住所を有する団体

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(１)　政治団体又は宗教団体

(２)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助事業の内容)

第４条　交流団体等が実施する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の模範となる事業で、次の各号のいずれかに該当するものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(１)　本県の交流事業の経験者又は国際交流事業に強い関心を持つ若者等の人的ネットワークを活性化する研修・交流、人材育成事業

(２)　世界のウチナーンチュがこれまで築き上げてきたネットワークを発展させ、世界のウチナーンチュが国や世代を超え、ウチナーンチュであることを誇りに思い一緒に祝う日として制定された「世界のウチナーンチュの日」に関連する事業

(３)　本県の国際交流事業との連携を図ることができる事業

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助の対象としない。

(１)　交流団体等が従来から実施している事業の財源の組み替えを主とするもの

(２)　国、地方公共団体又はそれに準ずる機関から類似の補助又は委託を受けている　もの

(３)　対象年度の２月末日までに事業を完了し、実績報告書を提出することができない事業

(４)　営利を主な目的とするもの

(５)　特定の団体又は個人を対象とし、広域的な参加が見込まれないもの

(６)　補助金の交付を事業実施の条件とするもの

(７)　政治活動、宗教活動等に関わりがあるもの

(８)　公序良俗に反するもの

(９)　その他、補助対象事業としてふさわしくないと認められるもの

(補助対象経費及び補助率)

第５条　補助対象経費及び補助率は、次の各号のとおりとする。

(１)　補助率は、補助対象経費の総額の３分の２以内とする。ただし、算定した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(２)　補助金は、１件につき50万円を上限とする。

２　補助対象経費は、別表に定める通りとする。ただし、次の各号を除く費用とする。

(１)　飲食にかかる費用(ただし、１人当たり単価100円相当の飲食は認める)

(２)　お土産等、贈答にかかる費用

(３)　備品の購入にかかる費用

(４)　職員等の人件費・光熱水費・家賃・定期刊行物発行に要する経費等、補助対象団体の通常運営に要する経常的経費

３　同一年度での補助金の申請は１団体につき１事業までとする。

４　交付決定前に支払を行った経費、相殺等支払が確認できない経費、補助事業以外の事業に関する支払と混在して支払が行われているものについては、補助対象外とする。

(交付の申請)

第６条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までにウチナーネットワークサポート事業補助金交付申請書(様式第１号)を知事に提出しなければならない。

２　前項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

(交付の決定)

第７条　知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めるときは、ウチナーネットワークサポート事業補助金交付決定通知書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

２ 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第８条　前条の補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により申請を取下げようとするときは、前条第１項の通知を受けた日から起算して10 日以内に、ウチナーネットワークサポート事業補助金取下げ申請書(様式第３号)を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第９条　補助事業者が、交付決定通知を受けた後において次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめウチナーネットワークサポート事業補助金計画変更承認申請書(様式第４号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(１)　交付決定額の２割を超える額を減額するとき。

(２)　補助対象経費の区分間におけるいずれか低い額の２割を超える額の配分を変更するとき。

(３)　補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ　補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

３　知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、ウチナーネットワークサポート事業補助金交付決定変更通知書(様式第５号)により、補助事業者に通知するものとする。

４　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、その理由を記載したウチナーネットワークサポート事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第６号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにウチナーネットワークサポート事業補助金事故報告書(様式第７号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第11条　補助事業者は、知事からの請求があれば、ウチナーネットワークサポート事業補助金実施状況報告書(様式第８号)を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条　補助事業者は、当該事業が終了した日から30日以内または補助決定通知のあった年度の２月末日いずれか早い日までに、ウチナーネットワークサポート事業補助金実績報告書(様式第９号)（以下「実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

４　補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

(交付金額の確定)

第13条　知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第９条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ウチナーネットワークサポート事業補助金確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の確定通知書を受けた後に、ウチナーネットワークサポート事業補助金請求書(様式第11号)を知事に提出するものとする。

２　知事は前項の請求書の内容が適性であると認めるときは、これを受け取った日の翌日から起算して30日以内に補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条　知事は、第９条第４項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第７条の決定の内容(第９条第１項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(１)　補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(２)　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(３)　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(４)　交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合は、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。

４　第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条　補助事業者は、第13条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、知事に速やかに報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の返還については、前条第４項の規定を準用する。

(立入検査)

第17条　知事は、補助金の交付手続上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員(その委任を受けた者を含む。)に帳簿、証拠書類、その他物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

第18条　補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業を廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

(成果の公表)

第19条　知事は、本要綱により補助金を交付した事業について成果を公表することができる。

２　補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(補 則)

第20条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度交付の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和４年３月９日から施行する。

別表(第５条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 内容 |
| ア | 謝金 | 講師・委員等謝金 |
| イ | 印刷費 | 資料等印刷費 |
| ウ | 旅費交通費 | 当該補助事業に要する職員及び講師・委員等の旅費交通費 |
| エ | 通信費 | 郵送料・広告料等 |
| オ | 賃借料 | 会場借上げ費用 |
| カ | 消耗品費 | 消耗品購入費 |
| キ | 食糧費 | 研修会等での飲料水(参加者一人当たり単価100円程度) |
| ク | 保険料 | 保険料 |
| ケ | その他 | ア～クの他、事業を実施するために知事が特に必要と認める経費 |